

第25回社会保障審議会医療保険部会  
(平成19年3月1日)

資料 5-2(参考資料2)

## 参考資料 2

# 特別部会で行われた有識者ヒアリング 資料等抜粋

第 6 回 社 会 保 障 審 議 会 後 期 高 齢 者 医 療 の 在 り 方 に 関 す る 特 別 部 会	参考 1
平 成 1 9 年 2 月 5 日	

# 後期高齢者医療の在り方について

## ～これまでのヒアリングでの資料等より～

・本資料は、第2回～第5回の本部会においてヒアリングを行った有識者の先生方の資料等を抜粋したものである。

(資料ページの右下に、提出された部会の回と有識者の方の名を記している。)

・編集の際、背景、フォント等の変更を適宜行っているが、文面は提出いただいた資料から変更していない。

**【医療制度改革大綱】**(平成17年12月1日政府・与党医療改革協議会)抄

(後期高齢者医療制度にふさわしい診療報酬体系)

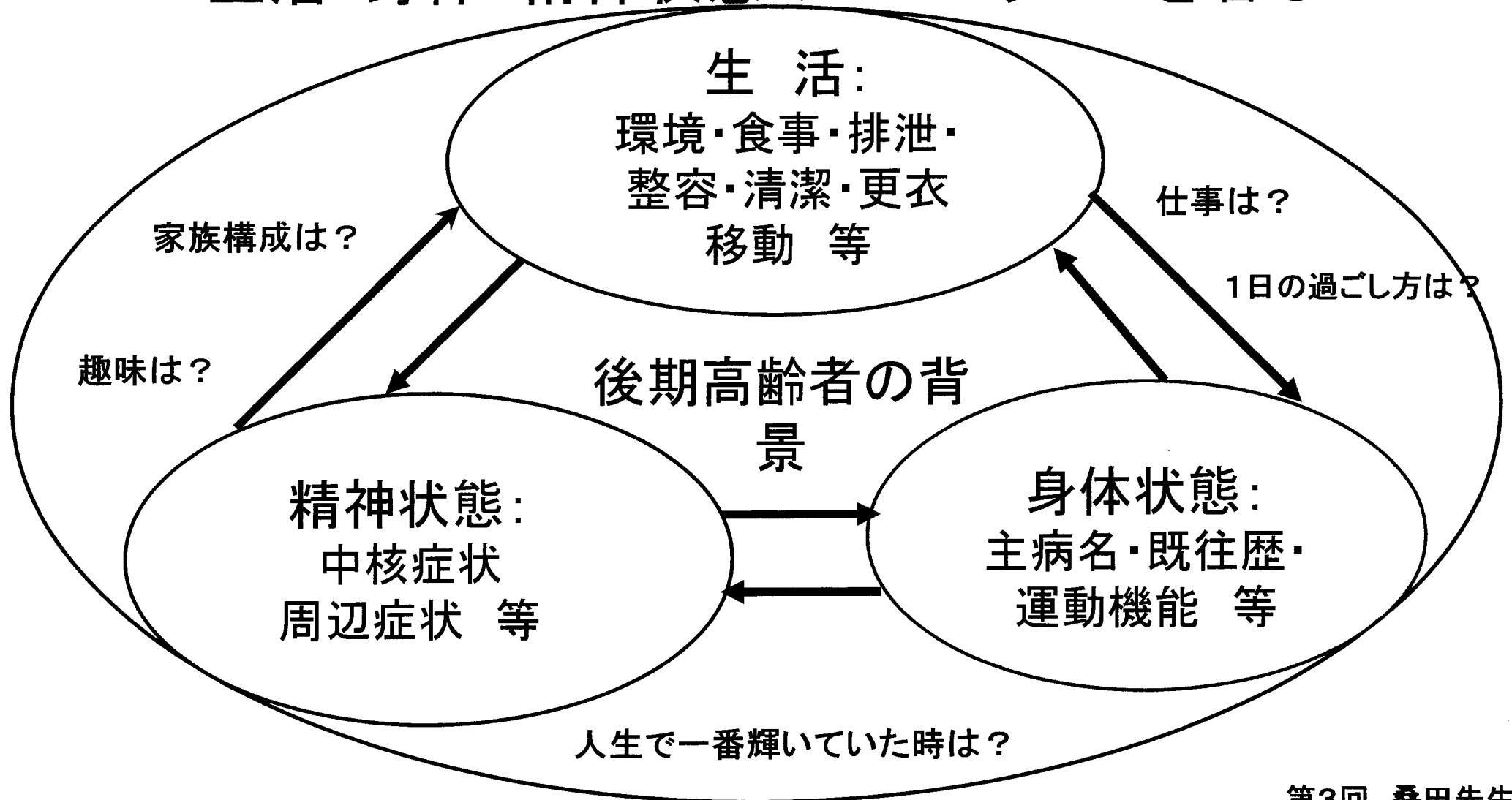
後期高齢者医療制度の創設に当たっては、後期高齢者の心身の特性等にふさわしい医療が提供できるよう、新たな診療報酬体系を構築する。新たな体系においては、終末期医療の在り方についての合意形成を得て、患者の尊厳を大切にした医療が提供されるよう、適切に評価する。また、地域の主治医による在宅の患者に対する日常的な医学管理から看取りまでの常時一貫した対応を評価する。

**【健康保険法等の一部を改正する法律案及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議】**(平成18年6月13日参議院厚生労働委員会)抄

三 後期高齢者医療の新たな診療報酬体系については、必要かつ適切な医療の確保を前提とし、その上でその心身の特性等にふさわしい診療報酬とするため、基本的な考え方を平成十八年度中を目途に取りまとめ、国民的な議論に供した上で策定すること。

# 老人看護に必要な視点

## 生活・身体・精神状態の3つバランスを見る



## 提案：後期高齢者に対する Comfort Care：安楽ケア

- 後期高齢者の基本的生活を充足を行い、惨めでない・苦痛がない、心地良いケアを提供する。
- 後期高齢者の能力を過小評価せず、残存機能の活用をする。
- 意思疎通が困難で不動な状態になっても、意思のある人間として尊重し、尊厳を保つ。

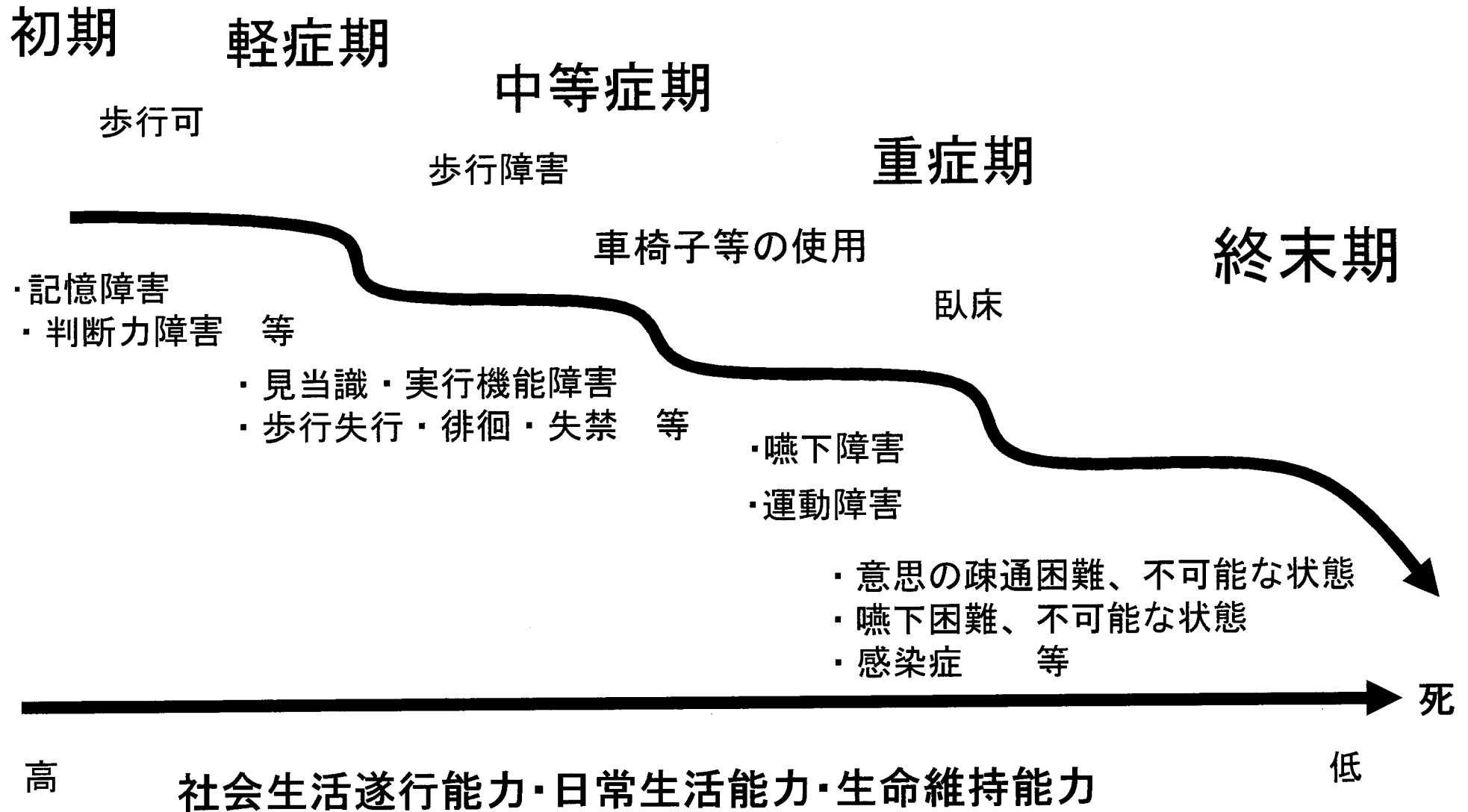
# 高齢者医療の特性と留意点

- 高齢者は多病で、一人で多数の疾患を有している、中でも循環器疾患、特に脳血管障害が多い
- 高齢者は多病であるにも拘らず、夫々が臓器別に診られていて、総合的視点が不足している（総合医療専門医の不足）
- 急性期医療（救命）後、障害をもつケースが多い
- 高齢者には急性期のあとの回復期から慢性期にかけてのケアが必要
  - 病院における急性期医療と在宅医療の間の医療を如何するか
  - しかもこれらの各ステージの移行期には空白（欠落）部分があってはならない（医療の継続性）
- 廃用症候群や要介護状態になる可能性が高く、これらの予防が大切
- 高齢者のリハビリは、PT・OT・STが適切に組み合わせられて総合的・一体的に提供されることが望ましい
- 高齢者には医療と介護（場合によってリハビリ）を同時提供することが必要なケースが多い（医療と介護の連携）
  - 総合医療の必要性
- 終末期医療（ターミナルケア）をどうするか
- 高齢者にこそ地域包括医療（ケア）が望まれる
  - 〔新医師臨床研修制度（プライマリケアの重視、地域保健・医療の必修化）の意義  
〔地域包括医療認定制度（国診協・全自病）→プライマリケア科の標榜

# 高齢者薬物療法の特性と問題点

- ・ 加齢とともに複数の疾患を合併することが多くなる。このため、多剤併用が多くなり、重複投薬、薬物間相互作用のリスクが問題となる。
- ・ 視覚や聴覚機能の低下、嚥下障害などにより、服薬の自己管理や服薬自体に支援が必要。
- ・ 腎機能・肝機能の加齢による低下、体成分組成(筋肉量減少・体脂肪比率増加等)の変化による体内動態の変動がある。こうした生理機能の個人差に対応した処方、調剤、服薬の管理が必要。

# 認知症高齢者のステージ





# 認知症を支えるための課題

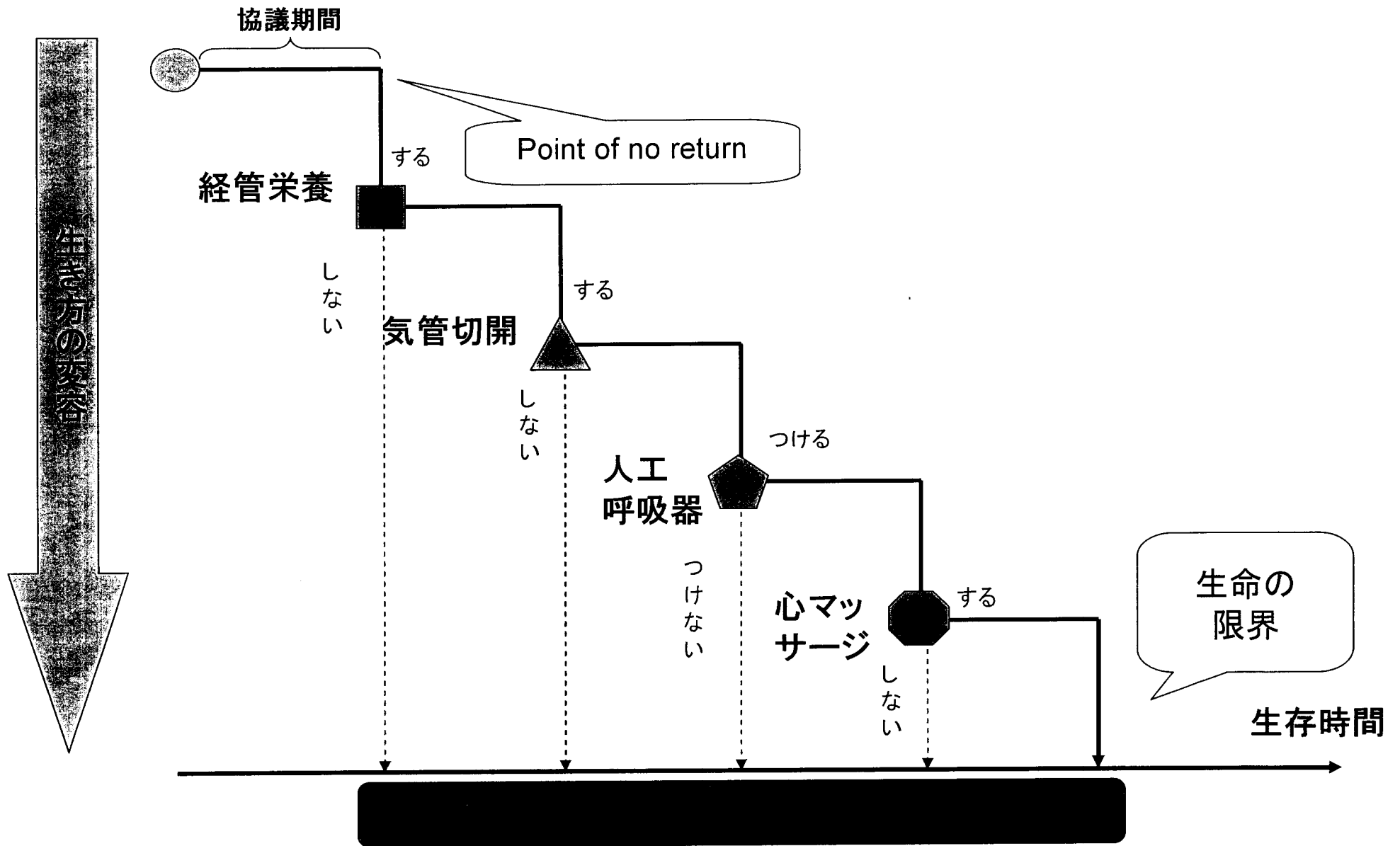
- 認知症疾患の早期発見・対応の遅れ
- かかりつけ医の役割と専門医との関係
- 医療と福祉(地域)の連携
- 長期療養と終末期医療
- 認知症ケアの共有化
- ごく軽度の認知症への対応
- 周辺症状に対する抗精神病薬の適応外の問題
- 認知症の身体合併症の問題:「周辺症状のために一般病棟では管理できないと治療を拒否されること」
- 認知症の救急医療:「身体科救急と精神科救急の狭間に陥ること」
- 認知症の医療同意を得るための法的整備の欠如
- 教育プログラムの標準化

認知症をめぐる医療、換言すれば75歳以上の高齢者の医療に関する最大の課題は、認知症による判断能力が低下した、あるいは欠如した場合に、本人の意思をどのように確認することができるかということである。医療同意をどのようにすれば得ることができるかについての論議が進んでいない。

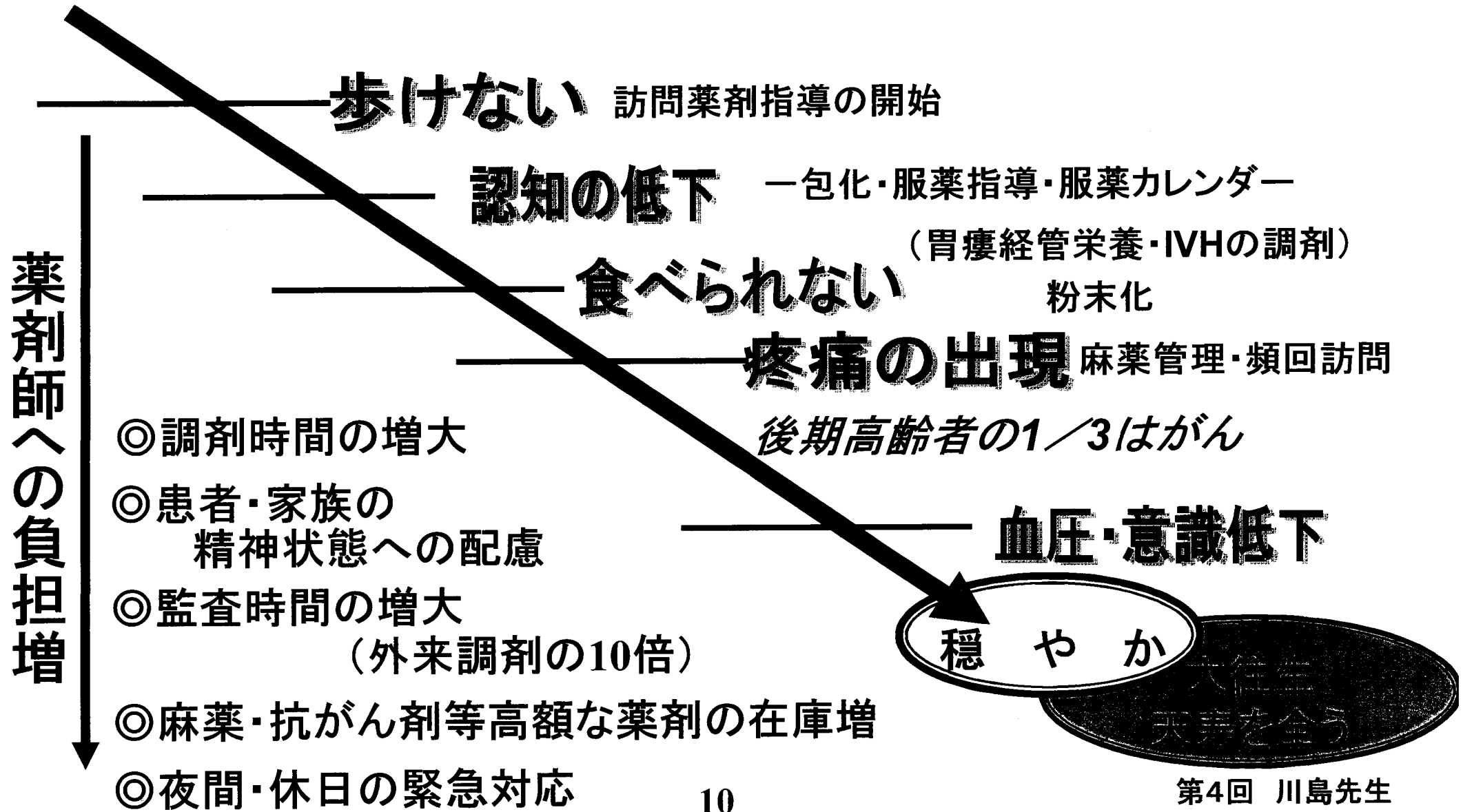
■後期高齢者医療を考える上では認知症の医療を無視できない

■その前提として適切な医療を受けるための環境が整っていない

# Nonreversible process cascade の概念



# 後期高齢者と在宅療養支援調剤薬局



# 終末期後期高齢者の心理社会的問題

- 喪失への嘆き 老いと死への不安  
「失われた」また「失っていく」ことへの怒りや悲嘆  
変化と折り合う事の困難さ
  - ソーシャルサポートの脆弱さ  
家族も高齢で介護力が弱体, 血縁や地縁が希薄  
増加している単身高齢者は孤立し特に支援協力体制が弱体
  - 認知症等による意思決定困難  
成年後見等の活用, また活用不能な場合の検討合議,  
医療の方向選択(栄養・補液・延命), 療養の場の選択など  
複数の意見が異なる家族との合意形成の必要
  - 家族自身も支援が必要  
予期悲嘆 介護負担 看取り等
- \* 今まで生きてきた「気持ちと暮らし」の問題が凝縮し顕在化する